

日本美術史学史序説（3）

田中日佐夫

序章 美術史学以前（2）

二、仏教美術史に関する問題点

私は前回の末尾の「付・美術（史）的鑑賞意識の拒否」

という項目で、仏像についてその完成度——あえていうなら

美術作品としての性格の強さは考えるべきではないと

いう意識が存在したことについて記した。これは当然、ご

く素朴な信仰心、しかしそれだけに強靭な確固としたもの

から発した意識といえよう。

以上述べたような宗教的造形作品に関する事情は、仏教美術全般について多かれ少なかれ言えることだと思う。ところが、あと一步ふみこんでみると、このような次元とは少し異なるところで、宗教的造形作品に関する意識の中には、その根源的なものを求めこそすれ、私たち現代人が考

このような意識から仏像にかかる美術論が生まれなか

える史的変遷を探ることを本來的に拒否する性格があるのではないかと思わざるをえないものである。

大同元年（八〇六）唐から帰国した空海は、桓武天皇にたてまつた「請求目録」の中に付した帰朝報告に次のように記している。

和尚告げてはく、「真言密藏は經疏に隱密にして、图画を仮らざれば相伝すること能はず」と。すなはち供奉丹青・李真等の十余人を喚んで、胎藏・金剛界等の大曼陀羅等十鋪を図絵し、兼て廿余の經生を集め

て、『金剛頂』等の最上乘密藏の經を書写す。また供奉鈔博士楊忠信へ趙吳々を喚んで、新たに道具一十五事を造る。像を図し、經を写すこと漸く次第あり。

また、空海は『遍照發揮性靈集』に收められている「四恩の奉為に一部の大曼荼羅を造る願文」の中で次のように言つてゐる。

……大唐に入ることを得。儼導師に遇つて此の両部

大曼荼羅を図し得たり。兼ねて諸尊真言印契等を学ぶ。從爾已還、年三十六に過ぎたり。絹破れ彩落ちて尊容化しなむとす。後學を顧みて歎を興し、群生の無福を悲しぶ。ここにして諸仏脰を照し、一天誠を感ず。

后妃隨喜し、震卦応す。三台心を竭し、衆人力を効す。謹むで弘仁十二年四月三日より起首して、八月尽きるに至つて、大悲胎藏大曼荼羅一鋪八幅、金剛界大曼荼羅一鋪九幅、五大虚空藏菩薩、五忿怒尊、金剛薩埵、仏母明王各四幅一丈、十大護の天王、藥曠擎天の像、竜、猛菩薩、竜、智菩薩の真蔭等都べて二十六鋪を図し奉る。九月七日を取つて聊か香華を設けて曼荼羅を供養す。

すなはち師・惠果和尚の教えにしたがつて写すことを得た大曼荼羅も、十八年を経た弘仁十二年（八二二）には「絹破れ彩落ちて尊容」が変化してしまふ状態になつてしまつたために、新しい大曼荼羅につくりかえたといふのである。十八年という年月は、實際に使う頻度やその使用状況にもよるであろうが、いかにも短いように私のような者は思われる。想像するに画面の少々の瑕疪もゆるすことができなかつたのではなかろうか。

そして空海の指導のもとに画家たちは、原本の通り、ぎりぎりの近似性を求めて作業をすすめたのではないだろうか。でなければ、惠果和尚から空海へ伝えられた真言密教の教えといふものは、ここで中断されてしまうからであ

る。

さきに述べた宗教美術における考え方ならぬ問題点とは、実はこの点なのである。いまもロシア正教の教会の中には、全く自分の創意・工夫などというものを加味することもなく、原本通りということをむねとしてイコンを写し続ける修道僧たちがいるという。宗教というものの本来の性格から言えば、これがその美術のあるべき姿であろう。

そしてこの場合には、原本制作の年次は最重要事項とされるとはいえ、その後の経過を歴史的な流れとして作品の上に見る必要は、その教団内部の者にとっては全くないものである。なぜならば、原本のままに図像を写している神や仏に仕える者は、本来無私なる者であり、無私なる者がおのれ、あるいはおのれたちの行為を顯示する意志も必要も無いからである。これは恐らく敬虔な信仰者の場合、洋の東西にかかわらず共通する現象だと思う。そしてここに仏像あるいは本尊などを美術史的に論じた「論」がない一番大きな理由もあるのではないか。私はそういうふうに考えるのである。

しかし、仏像あるいは仏画にあっても、現実的には絶えることなく相当の速さで、いろいろな面で変化しているの

である。全く原本通りのコピー作品というのも、圓城寺所蔵の「五部心觀」の二本などをのぞいては、特定の作品をあげるとなると案外あげにくいことに気がつく。しかも密教曼荼羅のようなものでも、多くの尊像の中には細かく見ていくと相当の差異が発見できるようである。かつて石田尚豊氏は次のように記述しているがきわめて適切な指摘と思う。

従来の図像に対する考え方方は、不明の像があるとき、あたかも辞書を引くように図像集をくつて、目的の像を見出すや能事終れりとして満足してしまったようである。しかし異なる各種の像を分類するにとどまるのではなくして、像がなぜ変化するかという歴史的な発展過程の上に図像をとらえることに欠けていたようと思われる。(例証略) 僧は經軌の変化によるのみでなく、傑出した阿闍梨の発想によつて改変されることがあり、その場合は該当する僧の記述が經軌に見出せないために発見できるのであって、これを阿闍梨の意楽像(いきやうぞう)といって、經軌による正規の像と区別している。(例証略) このようにみてくると図像の改変のかげには、訳經勢力の激しい歴史的交代の影を宿しており、

図像はなぜ変るかという動態的把握の重要性を示して
いる。(3)

こういう「動態的把握」が歴史的に見ても少なかつたことは認めざるをえないだろう。

ただ、いわゆる「寺院開基伝承あるいは開山伝承」などにおいて、特定名僧の名前が集中してあらわれる現象とか、世に言う「聖徳太子作」「行基作」「惠心僧都作」などという伝承なども、右に見てきたよな、一種の信仰者特有の心情と、加えて図像を変えるきっかけをつくった人にとっての仮託したという事情の複合したものと解釈することができるのではないだろうか。

三、『古今著聞集』にみる最初の批評家たち

特定の芸術家のことと、彼の個人的な技倆の面において認めて、しかもそれを認める自己の心情を記述することはいつ頃からはじまったのであろうか。

『日本文德天皇実録』卷五、仁寿三年(八五三)八月二十四日の百濟朝臣河成の卒伝には、「以⁽⁴⁾善⁽⁵⁾圖書⁽⁶⁾屢⁽⁷⁾召見⁽⁸⁾所⁽⁹⁾写古人真。及山水草木等皆如⁽¹⁰⁾自生⁽¹¹⁾」などと記されてゐる。

また百濟河成に次いで大画家の名をほいままにしたと考えられる巨勢金岡にかかる、菅原道真が貞觀十年(八六八)の秋ごろにつくつた次のようない詩が残つてゐる。

寄⁽¹²⁾巨先生⁽¹³⁾乞⁽¹⁴⁾画図⁽¹⁵⁾。千⁽¹⁶⁾時先生⁽¹⁷⁾為⁽¹⁸⁾神泉苑監⁽¹⁹⁾。

先生幸⁽²⁰⁾許⁽²¹⁾禁園遊⁽²²⁾

先生⁽²³⁾

幸⁽²⁴⁾に禁園⁽²⁵⁾遊⁽²⁶⁾ぶことを許⁽²⁷⁾さ

更⁽²⁸⁾恐⁽²⁹⁾時光不⁽³⁰⁾暫⁽³¹⁾留⁽³²⁾

更⁽³³⁾に恐⁽³⁴⁾るらくは⁽³⁵⁾時光⁽³⁶⁾の暫⁽³⁷⁾くも留⁽³⁸⁾る

山水從來無⁽³⁹⁾担⁽⁴⁰⁾去⁽⁴¹⁾

山水⁽⁴²⁾從來⁽⁴³⁾担⁽⁴⁴⁾ひ去⁽⁴⁵⁾ることなかり

願⁽⁴⁶⁾馮⁽⁴⁷⁾君得⁽⁴⁸⁾寫⁽⁴⁹⁾風⁽⁵⁰⁾流⁽⁵¹⁾

願⁽⁵²⁾はくは⁽⁵³⁾君⁽⁵⁴⁾に馮⁽⁵⁵⁾へて⁽⁵⁶⁾風⁽⁵⁷⁾流⁽⁵⁸⁾を写⁽⁵⁹⁾さ

むこと得⁽⁶⁰⁾しめだまへ

『菅家文章⁽⁵⁰⁾』

これらの詩文は、一は公的な文章であり、一は私的な漢詩というちがいはあるが、一応どちらも芸術家の才能を心情的にたたえるという点で共通していると言えよう。そしてこのような画家についての、あるいはその作品についての記述は「源氏物語」のような文芸作品の中にもしばしばみることができるのは言うをまたぬであろう。

ところで、とくにわが国の場合、絵画作品と詩歌とはきわめて緊密な関係にあった。歌まくらの地などを描いた絵画作品を見て、あらためて歌をうたうなどということが當時行なわれていたのである。これは言うならば、絵を見て動かされた心を歌にうたうという点で、歌人の心中に一種の批評活動が強く生じていたとも言えよう。このことは見逃すことのできないことである。

ただ以上述べたごとき記述は、現在私たちが論述する美術史の資料とはなりえても、決してそのものが美術史的記述とは言えまい。このことも十分に考えておくべきことと思う。

平安時代末から鎌倉時代にかけての激動・変革の時代を経た建長六年（一二五四）橋成季が撰して成立した説話集『古今著聞集』二十巻の巻第十一に「画図」という項目がある。冒頭には

三八三 画図は閑中の玩たる事

画図者、五色之章相宣^{あわせ}、万物之形無^{シテ}遁^{スコト}、容止可^レ観^ル、進退有^レ度[。]自想心遊[。]蓋^{シテ}即^シ閑中之玩也[。]

とある。画図＝絵画作品は「閑中の玩」であるという定義は中國画論あたりからの借用かとも思うが、いまの私には

どうもはつきりしない。ただこの定義について「三八四 紫宸殿賢聖障子并びに清涼殿等の障子画の事」が述べられていることは注目に価しよう。こういう「賢聖障子」なども「閑中の玩」なのであるうかなどと疑問に思うのだが、それはともかく、ここでは「賢聖障子」が「寛平御時始てか、れけるなり」とい、どういう人たちの「影」＝肖像が描かれているか、その主題のことと、その絵の形式の変遷のことなども述べている。清涼殿の障子のことを述べた部分では次のような文章をみることもできる。いわゆる文献資料による由緒の記述である。

萩戸のまへなる布障子を、荒海の障子と名付て、手長・足長など書たり。其北うらは宇治の網代をかけり。清

少納言が枕草子に、此障子の事も見えたり。

この三八四話に統いて二十一の説話が収載されている。

二、三の説話を例に引いて、この撰・編者たちがなにを主眼にしていたかを見ていきたい。

三八五 仁和寺御室に金岡が画ける馬近辺の田を食ふ事

仁和寺御室といふは、寛平法皇の御在所なり。^{その御}所に、金岡筆をふるひて絵をかける中に、ことに勝た

る馬形なん侍なる。其馬、夜々はなれて近辺の田を食けり。なものゝすると、しれるものなくて過侍ける程に、件の馬の足に土つきて、ぬれ／＼とある事たびにおびける時、人々あやしみて、この馬のしわざにやとて、壁にかきたるに馬の目をほりくじりてけり。それより眼なくなりて、田食事とゞまりにけり。

絵が描かれた場所、絵の筆者のこと、その主題、その絵にかかる説明が要領よくまとめられていると言えよう。

三八九 常則公望大上手小上手の事

小野宮のおとゞ、ついたち障子に松をかゝせんとして、常則をめしければ、他行(たまよ)したりけり。さらばとて、公望をめしてかゝせられにけり。後に常則をめしてみせられければ、「かしら毛芋に似たり。他所難なし」とぞ申ける。常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には称しける。

三九〇 為成一日が中に宇治殿の扉絵を画く事

為成、一日が中に、宇治殿の扉の絵を書たりけるを、宇治どの被(おほせられ)仰けるは、「弘高は絵様(ゑやう)をかきて、一夜な(よ)をよく案じてこそかきたりしか。いかにかく卒爾

にはかくぞ」となん仰(おほせ)られる。常則が書たる師子形をみては、大ほへにらみて、おどろきけるとなん。画家の技倆を、それぞれの個人の単位できびしく比較しようとする意志がある。

またあまり有名な内容と思われる所以本文は省略するが「三九五 鳥羽僧正絵を以て供米の不法に付き諷する事」では風刺を内容とする絵の力を説き、「三九六 鳥羽僧正侍法師の絵を難じ法師の所説に承伏の事」では絵におけるデフォルメの効果を説く。また次の説話では「絵難房」とよばれた者がいかに絵の欠点を見つけていくかということを説いている。

三九八 絵難房必ず絵を批難の事

同御時、絵難房といふ物候(き)けり。いかによく書たる絵にも、必ず難をみいだすものなりけり。或時、ふるき上手どものかきたる絵本の中に、人の犬を引たるに、いぬすまひてゆかじとしたる体、まことにいきてはたらく様なり、又男のかたぬきて、たつぎふりかたげて大木を切たるあり、法皇の仰に、「是をば絵難房も力及ばじ物を」とて、即(すなはち)召てみせられければ、よ

まひたる犬のくび繩は、したはらのしたよりよくひき

す「されて候べき也。是は犬はすまひて、頭繩普通なる体にみえ候也。又木きりたる男目出候。但これ程の大木を、なからすぎ切入て候に、只今ちりたるこけらばかりにて、前に散つもりたるなし。これ大なる難に候」と申ければ、法皇被^{おもかざるも}仰事もなくて、絵をおさめられにけり。

以上見てきてわかるように『古今著聞集』「画図第十六」に収載されている説話は、一応写実性というべき基準で絵の善し悪しとそれを描いた画家の技倆の上下を判断し、その絵の由緒などを中心に形成されたものと言えよう。ここには一種の史眼といふものの存在も由緒を述べる個所では感じられるが、それ以上に批評の確立というものを読みとることができると思う。いや実はこの二つは、車の両輪のごとき関係にあると考えられるが、そのことはまた述べるときもあると思う。

画家の正系＝血筋などが、きわめて明晰な調子で記されているのである。この血筋あるいは家系などは、美術史学上重要なデータであるし、現代社会にあっても、その当否は別として大いに尊重されるものである。当時の貴族社会にあってはなによりも意識されることだったであろう。たとえば『古今著聞集』がまとめられるより前の記録であるが、次のような仏師の家系についての記載例を見る事もできる。

四、画家たちの系譜および寺院などの財産目録について
『古今著聞集』にはほかにも注意すべきいくつかの記述
例がある。

まず次のような文章である。

三八七 巨勢弘高地獄変の屏風を画く事並びに千体

不動尊を画きて供養の事

(前略) 六條宮具平、御堂に申給けるは、「布障子

の役などには、いまは弘高をばめさるべからず。軽々なるべき事也」。弘高き、て自愛しけり。此弘高は、金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子なり。公忠公茂兄よ

りさきは、かきたる絵、生たる物のごとし。公茂以下、今の体には成たるとなん。弘高、少年の時、出家したりけるが、後に還俗したるなり。其罪をおそれて、みづから千体の不動尊を書いて、供養しけるとなん。

画家の正系＝血筋などが、きわめて明晰な調子で記されているのである。この血筋あるいは家系などは、美術史学上重要なデータであるし、現代社会にあっても、その当否は別として大いに尊重されるものである。当時の貴族社会にあってはなによりも意識されることだったであろう。たとえば『古今著聞集』がまとめられるより前の記録であるが、次のような仏師の家系についての記載例を見る事もできる。

(1)『吉記』(吉田經房の日記)治承五年(一一八一)六月二十七日

一、造興福寺御仏々師間事、

可造興福寺御仏之由仏師相論事、

明円申云、一向南京仏師可勤仕者、不可争申、今度

金堂講堂御仏、院尊已奉之由承之、康平仏師長勢覺

助等也、面覺助雖下薦奉之「造進」、興福寺御仏、

康保三年頼順雖下薦奉之、妃此例者、上薦必不可勤

仕、至于永承者、宗朝之外依無他人、難用上薦勤仕

例歟、金堂講堂之間、不奉一堂者、雖縱奉他堂、猶

可為愁云々、成朝_{康朝}申云、南京大仏師、以宋朝為

初、仍永承燒失之度、定朝奉造御仏、康平覺助奉造

之、永長賴助奉造之、其後康助康朝成朝相并六代

也、就中講堂御仏被移阿弥陀院之刻、賴助奉造之、

件引懸猶留、成朝家為南京大仏師、爭不勤仕哉云

々、院仰云、明円之所申非無其謂、殿下可令計宛

給、殿仰云、左右猶可依院御定、予猶有申旨、又成

朝事無左右仰、

(2)『吾妻鏡』第六 文治二年(一一八六)三月二日

又南都大仏師成朝。為奉_レ造立勝長壽院御仏。被召

下之處。傍輩仏師以_ニ此下向之隙。_競望當識_ニ之由。歎申之間。取彼狀_ニ令_レ舉申_レ給。其狀云。

仏師成朝申南都大仏師事。令_レ申之旨。若道理候者。

可下令_ニ申沙汰_レ給_ニ候歟。恐々謹言。

賴朝在御判

三月二日

進上 師中納言殿

南京大仏師成朝言上

興福寺御仏等早被_レ停_ニ止他仏師_ニ任_ニ相伝理_ニ一

向成朝可_レ奉_ニ造營_ニ事

件大仏師識者成朝先師相承連綿無_レ絶。所謂定朝。

覺助。賴助。康助。康朝等也。先祖五代之間。覺助

賴助等之時。御寺雖_ニ有三炎上事。乍_レ置_ニ大仏師。他人

全無_レ令_レ勤_ニ仕御仏等。況彼覺助賴助凡僧之間。奉_ニ

御仏造營事。御供養之時昇_ニ綱位_ニ畢。今成朝任_ニ相伝

例。可_レ奉_ニ造營_ニ之處。他仏師等各々致_ニ濫望_ニ面々

令_ニ奉_ニ仕_ニ愁歎_ニ至_ニ無_ニ物_ニ取_ニ喰_ニ。是則故平家時就_ニ其

所縁_ニ申請_ニ之故也。但其中雖_ニ有_ニ号_ニ定朝弟子_ニ之輩_ニ

更不可_レ比_ニ肩_ニ於茲成朝。云_ニ重代_ニ云_ニ器量_ニ採用_ニ之

處。誰謂_ニ非拋_ニ無_ニ其骨_ニ者不_ニ可_レ訴申_ニ。當時御仏奉

仕之輩_ニ。被_ニ尋_ニ勝劣_ニ無_ニ其隱_ニ歟。早任_ニ先師相伝

理。如_ニ申請。被_レ停_ミ止他仏師等。成朝一向可_レ奉_レ造_ニ

嘗御仏_ニ之由。欲_レ被_ニ仰_レ下_ニ就_レ中東金堂御仏等。成

朝守三宣下_ニ勤仕之處。依_レ奉_レ造_ニ宮鎌倉殿御堂御仏。

成朝白地下_ニ向関東_ニ之間。院性致_ニ所望_ニ令_ニ勤仕_ニ云

々。事若実者。其恐不_レ少。任_レ道理_ニ被_ニ裁許_ニ者。

弥知_ニ正理不_レ朽_ニ矣。仍大概勒_ニ在狀_ニ言上如_レ件。

多くの仏工をかかえていたであろう仏師たちは、それぞれ自分の家を守るためにも、自家の系譜を明確化する必要があつたことがわかる。そしてそういう意識から各家の系図が成文化されていたにちがいがないのである。こういうデータも美術史学上得がたい資料となることは言うをまたぬであろう。ただし、この場合にも家系の正当性を誇るため、家祖に唯一最大の権威者を置くことが（その実否にかかわらず）要求されたにちがいないこと。また、それほどに家祖を重んじながらも、つくられる作品はやはり様式的にも造形的にも変化していること、むしろ新しい芸術様式が生れようとする激動の時代に、一方では家系の尊重が強調されていること、そういう点を注意する必要があるよう思ふ。

『古今著聞集』には次のような説話も収載されている。

三九七 後白河院の御時松殿基房年中行事絵に押紙の事

後白河院御時、年中行事を絵にかゝれて、御賞観のあまり、松殿へ進ぜられたりけり。こまかに御覽じて、僻事ある所_ニぐに押紙をして、そのあやまりを御自筆にしてしるしつけて返進せられたりけるを、法皇御覽じて、絵をかきなをさるべきに、勅定に、「これ程人の自筆にて押紙したる、いかゞはなちすて、絵をな_レす事あるべき。此事によりて、此絵すでに重宝となりたり」とて、さながら蓮華王院の宝蔵に籠られにけり。そのをし紙今にあり。いといみじき事なり。

すでに権力者は自分が集めた美術品のコレクションを持つていたことを示している。コレクションの主は、まずそのコレクションの目録をつくり、その来歴を記す意欲が生じるであろう。コレクションの作品相互の評価を決めること、そのそれとの来歴を調べること、そういうことの中にはいわゆる美術史学的な意欲と方法がふくまれていたと考えられる。

鎌倉円覚寺塔頭である仏日庵の南北朝期の財産目録が伝えられている。元応二年（一二一〇）の目録にその後の移

動を現物にあたって、貞治二年（一三六三）四月に法清といふ者が校合したものである。はじめの部分だけを示す。

「仏日庵公物目録」

一 諸祖頂相

大惠自贊	蜜庵自贊
虛堂無学贊	偃谿自贊
仏照自贊	偃谿仏光贊
寂 ^{ミツ} 仏源贊	智覺希叟贊
妙峰大川贊	癡絕自贊
仏鑑希叟贊	虛堂石帆贊
晦岩石帆贊	明覺希叟贊
晦堂自贊	大惠大覺贊
斷橋自贊	物初自贊

弥三郎

貞治二十二廿七富田々所子息当郷内	松原自贊
依押領 ^{シテ} 為秘計	大林方へ遣之訖
大愚周 ^{シテ} 帝贊	無門自贊
智廓 ^{シテ} 仏源贊	大惠無準贊

孤雲自贊
宏智自贊
五祖演大通贊

宏智自贊
別山自贊
仏照自贊

別山自贊
蒙庵自贊
断溪仏源贊

円悟自贊
許由中夫二鋪一山贊

呂洞賓鐘離権二鋪
竜虎二鋪^{徽宗皇帝}

蘆雁二鋪^{徐正達筆}

蘭二鋪趙幹

竹絵一對

鷹一對

趙州大覺贊

山水一對

以上三十九鋪

大惠悟明贊

鷺翁^{シテ}仏源贊

巖陽懶瓊一對痴絕贊

布袋一鋪大惠贊

六祖一鋪几庵贊

毗砂門一鋪^{古本}後日被添之

円悟自贊

雲巢自贊
蜜庵北磽

大覺自贊
鷺翁^{シテ}仏源贊

鷺翁^{シテ}云外

鷺翁^{シテ}大通自贊

鷺翁^{シテ}衆大道一鋪癡絕贊

三祖禪師一鋪仏光贊

四祖五祖一鋪大目贊

君片混一図一軸

一 応化賢聖

嚴陽懶瓊一對痴絕贊	衆大道一鋪癡絕贊
布袋一鋪大惠贊	三祖禪師一鋪仏光贊
六祖一鋪几庵贊	四祖五祖一鋪大目贊
毗砂門一鋪 ^{古本} 後日被添之	君片混一図一軸

一 統 分

墨牛二鋪 姜比^(ヤシ)章筆

墨梅四鋪 依誠前山^(ヤシ)本庄事
七条殿送之貞治四¹¹

異種菊花二鋪

藕花二鋪

四季四鋪

桃花梅竹二鋪一山贊

猿二鋪

松溪^(ヤシ)

墨竹二鋪

蘿雀二鋪

座禪猿一鋪

牧溪^(ヤシ) 蘆雁二鋪 彩色

猿二鋪

山贊

後略

こういう財産目録をつくるときも、現在言うところの美術史学的な方法は考慮されていたのではないかと考えられる。いや、現在言うところの美術史学の方法の中には、こ

ういう財産目録をつくったとき用いられていた方法もよくみこまれているのだ、と感じ得ると思うのである。

注

- (1) 篠摩書房『弘法大師空海全集』第11巻所収『請來日録』による。
- (2) 岩波書店・日本古典文学大系71『宗教指帰 性靈集』所収『遍照發揮性靈集』による。
- (3) 石田尚豊編『密教画』(至文堂・日本の美術 No. 33)。

(4) 吉川弘文館『新訂増補 国史大系へ普及版』本による。

(5) 岩波書店・日本古典文学大系72『菅家文章 菅家後集』所収『菅家文草』による。

(6) 岩波書店・日本古典文学大系84『古今著聞集』による。以下もおなじ。

(7) 内外書籍『史料大成』二十二巻所収『吉記』(一)による。

(8) 吉川弘文館『新訂増補 国史大系』第三十一巻所収『吾妻鏡』前編による。

(9) 『鎌倉市史・資料編第七』による。